

歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準について

- ・ 当院では、口腔中で使用する歯科医療機器等について、患者さまごとの交換や専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等、十分な院内感染防止対策を講じています。
- ・ 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保しています。
- ・ 歯科外来診療における院内感染対策に係る研修を受けた常勤の歯科医師を1名以上配置しています。
- ・ 職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防対策等の院内研修等を実施しています。

令和6年10月1日 熊本労災病院